

レイヌムス

水地宗明

内容

- 一 てびき。物の概念について。
- 二 対象の法則。意識関係説と内在対象説。意識の対象的分差に対するカトコフの批判。
- 三 統一対象の法則。
- 四 物対象の法則。
- 五 共意記号と間接表象。
- 六 分析と云いかえの実例（対象、真、あり、なし、存在、非存在、可能性、不可能性、善、目的。）
- 七 歴史的なこと。

一 てびき

1 レイヌムス (Reinmus) とは物主義の意である。⁽¹⁾ (ラテン語 Res より。) 物主義とは、物対象の法則を基礎とする哲学上の一つの立場である。物対象の法則とは、⁽²⁾「仮に存在しているとして、物ではありえないものは、思われえな

い。(したがって、存在してもいない)」という心理学上の一つの法則である。云いかえると、「我々が思うものはすべて、もしそれが存在するならば、一つの物である。すなわち、物という唯一最上の普遍概念のもとに包まれるものであり、かつ、かかるものだけである」。「もし何かを思う者があるならば、その者は必ず、もしそれが存在するならば物であろうものを、思う者であろう」。「何らかの物を思うのでない思う者は不可能である(考えられえず、ありえない)」という法則である。もう一度云えば、何者かが何かを思っているとすれば、その何かは、さしあたってその存否は不明であるが、しかしもしそれが存在するならば、必ず一つの物であろう。(存在していなければ、もちろん、いかなる物でもない。ありもしないものが、何かであることはできないから。一つの語りつけ判断が正しいならば、その主語たるものは存在せねばならぬ。)しかしもし言語表現の上において、我々がいかなる物でもないものを感じる如くに見えるならば、その言語表現が不適正なのである。たゞしこゝに「思う」とは、デカルトのコーギターレと同じく、表象する、判断する、感情をもつ(欲するを含む)の三種に大別されるところの、すべての意識状態を総称する語である。(いわゆる「作用」は実は状態である。両者を区別しない。)この法則はフランツ・布伦ターノー(1838—1917)によって、およそ一九〇一年より一九〇六年にわたって、確立された。⁽³⁾

(1) レイスムスという名称は、ポーランド人 T. Kotarbinski の命名である。ただし、いまだ原文を明らかにしえない。

Cf. G. Kalkov, Untersuchungen zur Wertheorie und Theodizee 1937 p. 147.

(2) 物対象の法則という名は、私が名づけた仮称である。日本哲学会編集『哲学』第十一号、一九六一。布伦ターノー学派はこの法則に特定の名称を与えていない。

(c) Alfred Kastl, Zeitschauung und Zeitbegriffe p. 93 (Brentano-Gesellschaft, Naturwissenschaft und Metaphysik 1938.)

2 この法則を正しく理解しようとするれば、人は何よりもまず、ここで用いられる「物」という語の意味を、よくわきまえなければならぬ。哲学文献において、物という語はつねに一定の意味に用いられてきたのではない。例えば

ジェームズ・ミルは「物」の下に「個体」のみを解し、レームケは「物」と「物体」とを同一の意味に使用した。⁽²⁾また「物主義」という名称を造ったコタルピンスキーその人も、物主義に唯物論的解釈を与えた。⁽³⁾人はまたしばしば「物」という語を——属性との対立において——ウーシア(Aキデンスの基体、substantia)の意味に使用する。⁽⁴⁾これらの例は、物という語が多義に用いられてきたことを、ひいてまた物主義が、すでにその語義において、人々に誤解されるべき危険に面していることを示している。布伦ターノーの物主義においては、物とは、単にウーシアでも、物体でも、物質、素材でも、個体でもない。

- (1) J. Mill, *Analysis of the phenomena of the human mind*, 2nd ed. 1869, vol. II, p. 4.
- (2) J. Rehnke, *Philosophie als Grundwissenschaft* 1910, p. 88.
- (3) Kasül, *Die Philosophie Brentanos* 1951, p. 24.
- (4) Ex. gr. C. Stumpf, *Erkenntnislehre* Bd. I. 1939, P. 13. すでにギカルトにおいてしかり。

ここで「物」という名で意味される概念は、我々の有する諸概念のうちで、もつとも普遍的な、またその意味で、もつとも単純な概念である。⁽¹⁾このことは、それがま。つ。た。く。単。純。な。概。念。で。あ。る。こ。と。を。意。味。し。な。い。物。の。概。念。も、な。お。あ。る。意。味。で。複。合。的。な。の。で。あ。る。⁽¹⁾しかしこれは時間論にふれることなくしては説明されえない。⁽²⁾その生成の順序においても——いかなる表象も物の表象なのであるから——物の概念は他のいかなる概念にも先立つ。⁽³⁾(*primo in intellectu cadit ens*) それゆえさしあたって「物」を定義することは不可能である。⁽⁴⁾物対象の法則が充分に理解された後には、物とは表象されうるものと説明されることが出来る。また時間論との結合においては、物と時間的なものとは同一の概念である。このことはしかし多大の説明を要求する。⁽⁵⁾我々が今なしうることは、物(*res, ens reale, Ding, Dingliches, Wesen*)と非物(*Irreales*)とを例示することである。⁽²⁾これらの例において我々は、物と非物の境界について我々が——物主義者もしからざる者も——大体は容易に一致しうることを見るであらう。⁽³⁾しかし幾つかの場合には、当

のものが物であるか非物であるかについて入念な考慮が要求され、したがってこれらについては始めからすべての人々の一致が期待されることはできない。集合体や、点、線、瞬間などのいわゆる境（かぎり、Grenze）などはその例である。

一つの赤いものは——もしそれが存在するならば——一つの物である。しかし赤や赤みや赤さは決して物ではない。一つの判断する者は物であるが、判断は物ではない。二つのもの、例えば二つの山は、物である。（それぞれも一つの物であり、全部も一つの物である。）しかし二は物ではない。一般に抽象名詞（普通名詞ではない）は物を名指さず、物の概念を意味しない。欠如、不足、無などは物ではない。「人間でないもの」は、もしこの表現が完全な否定語と解されるならば、物ではない。他方、人間でない何か（例えば犬）は物でありうる。一般に否定語（Negativa）は物を名指さなく。欠如語（Privativa）はしかし、解し様いかんで、あるいは物を名指し、あるいは名指さない。不合理なもの（Absurda）のよう、その要素がすべて物であるものは、例えば一匹の人魚や丸くて四角なものは、もしこれらが仮に存在するならば、物として存在するであろう。時間的なものは物であるが、時間、空間は物ではない。真理、法則は物ではない。「しかじかのこと」は物ではない。可能性、不可能性、必然性、存在、非存在などは物ではない。また可能なもの、不可能なもの、必然なもの、存在するものなども物ではない。過去、現在、未来は物ではない。過去のもの、未来のもの、あったもの、あろうものも物ではない。真、善、美は物ではない。また、真なるもの、善いもの、美しいものも物ではない。一般に反省語（Reflexiva）は物を名指さず、物の概念を意味しない。いわゆる「反省概念」は実は概念ではないのである。ここに反省概念とは、その概念に直観が対応しているのではないけれども、直観にもとづき、反省を通して形成されると見られた概念である。例えば、不可能なものという概念は、外的直観からは形成されえないし、内的直観からも直接には形成されえないけれども、我々が何かを必然性をもって

退ける判断を内的に経験した上で、反省によって形成されるのであるという。反省概念は、判断内容を対象とする。前期ブレントラーノはこの説をとった。マルティは概念形成の一つの方法として——Imperception (例えば、判断するものという概念を形成する)、Komperzeption (関係概念を形成する)と並べて——この意味で Reflexion をあげた。したがってここに反省とは、ロックのそれと少しく異なる。このように非物は、概括すれば、抽象語、否定語、反省語が名ぞすと想像されるものである。非物はまた、スコラ哲学者たちの用語を借れば、ens rationis という語で一括されうるであろう。これは、その語の原義よりすれば、たゞ対象としてのみ心の中に存在しえ、本来の意味では存在しえないものである。「非物」に対立する「物」(res, realia)とていう語が、「実物」さらに「实在物」の意味をもつに至ったのも、それゆえかもしれぬ。しかし元来は、非实在物や存在しえないものすら、物から排除されるべきではなかった。これらも、我々がそれを表象しうるかぎり、物である。一部スコラ哲学者、例えばスアレズの、realis と fictus とを対置する用語法は、物の概念を不当にせばめたものである。⁽⁴⁾ 物は非物に対置されるべきである。我々はここでエンス・ラチオーニス⁽⁴⁾を、対象であるかぎりでの対象と解する。

- (1) Kasiri, loc. cit. (Zeitschauung usw.) p. 98. Brentano, Vom sinnlichen und noetischen Bewusstsein 1928 p. 120.
- (2) A. Marty, Gesammelte Schriften Bd. II, Abt. I, 1918 p. 44.
- (3) Twardowski, Zur Lehre vom Inhalt und Gegenstand der Vorstellung 1894 p. 36.
- (4) Twardowski, loc. cit. p. 38. Ann. 西洋古典学雑誌第九号七〇頁。

3 レイスムスは、我々が思うものはすべて、たゞ一つの普遍概念のもとに統一されうると主張する。この統一概念が物と呼ばれるべきか否かは、すなわち名称のいかんは、レイスムスの実質にとって重要ではない。⁽¹⁾ とはいえ物という語は realis essentia とか res とか ens reale などの中世以来の用法を受け継いだものであって、ほしいままに新造された用語ではない。すなわち、こゝに物とは、アリストテレスが、単に心の中にのみ存在する「真」という意味

での有るもの」などから区別して、「本来の意味で有るもの」(ens per se)と呼び、十のカテゴリヤに区別したものに、ほゞ相当するのである。⁽²⁾

(1) Brentano, Wahrheit und Evidenz p. 108.

(2) Id. Kategorienlehre p. 4, p. 11. Twardowski. loc. cit. p. 37 sqq.

4 存在や存在するものの「概念」については後にふれる。こゝで注意すべきことは、物(≡有るもの)とは存在するものと同意味ではないこと、また、表象されえないものは存在しえないということである。もちろん、我々が表象していなかったものが後に発見されることは、しばしば経験される。しかし我々が表象しえないことが明らかなものについては、存在肯定判断を我々は決して下しえないであろう。Aありという判断は下されうるが、しかしAは表象されえない、という主張は矛盾を含む。

ついでながら、人は物主義者に対して詰問した。君は「非物は表象されえない、非物は存在しない」と云うが、まさにその主張において、君は非物を表象しているではないかと。しかし非物が表象されえないとは、適正に表現すれば、何人も、何かを表象する者を正当にうべなうと同時に、物を表象する者としてのこの者を正当に呑みえない、という意味である*。

* Brentano, Wahrheit und Evidenz p. 98. Psychologie vol. I p. XLII.

5 さてレイスマスは、いかなる理由をもって非物を我々の対象領域からしめ出そうとするのであろうか。第一に、非物は余分のものである。真理、真実についての理論そのほかの理論は、非物なくして充分に建設されうる。⁽¹⁾第二に、非物は無用、無益である。プロタゴラスの如き主観主義者は、非物についても、それはそれを信ずる者にとってはあり、信ぜぬ者にとってはあらぬと主張しうるであらう。したがって知識論、真理論における非物の想定は、主観主義の克服という当初の目的を達しえない。⁽²⁾第三に、非物の想定は多くの不合理を含む。この点を指示することが、物対

象の法則の証明を構成する。第四にレイスムスは、言語表現の上から見れば我々が非物を対象にしているかの如く見える諸場合に起る実さいの心理状態を説明することに成功した。以下の我々の説明は、これらの諸点を、この順序にではないが、かなり明らかにするであらう。

(1)(c) Kasli, Die Philosophie F. Brentanos p. 104.

二 対象の法則

1 我々は物対象の法則を証明しようと欲する。そのためにしかし我々は先ず「対象の法則」を、次に「統一対象の法則」を確立せねばならぬ。(これらの名称は便宜上仮にしばらく名づけておくにすぎない。)

思うものは、必ず何かを思うものである。何かを思うものでない思うものは、不可能である。これを対象の法則と呼ぼう。例えば、聞くものは何かを聞く。何を聞かない聞くものは不可能である。信ずるものは何かを信じ、否むものは何かを否む。愛するものは何かを愛し、欲するものは何かを欲する。かくして対象の法則は、思うものという概念には「何か」の概念が含まれていることを示している。(そのばあい、この「何か」の概念が一義的であるか多義であるかは、今はまだ問わない。)

ところで我々は主張する。対象の法則は自明であると。我々は内的知覚とそれからの抽象によって、思うものという概念を形成する。そうしてこの概念を分析するだけで、対象の法則はえられるのである。(一つの判断が自明であるとは、それについて何人も誤まりえないという意味ではない。それ以上の経験と帰納を要することなしに、この判断を構成する概念のみから、明白さというある独特の性格をそなえて、この判断が生じ、かつ、他のいかなる明白な判断もこの判断に矛盾しえないという意味である。)

2 対象の法則について犯された誤解（意識関係説と内在対象説）

対象の法則は、適正には、「もし思うものがあるならば、その者は必ず何かを思う者であろう」などと表現される。けれどもこの法則は、しばしば不適正に表現され、そうして——この法則を主張した人々によってすら、しばしば——誤解された。

対象の法則によれば、一人の思う者をうべなう者は、何かを思う者をうべなわねばならぬ。人はこゝからして次の如き誤りを犯した。人はこれを「思っている者があるならば、思われているものがあらねばならぬ」と解釈した。すなわち彼らは、思うものをうべなう者は、その対象たる思われるものをうべなわねばならぬと解釈したのである。つまり彼らは、思うとは、特に知るとは、一種の関係であると、しかも一種の共存関係であると見たのである。これを今、意識関係説と我々は呼ぶ。意識は共存関係の一種なりというこの説に従えば、この種の関係の底（*fundamentum*）である思う者をうべなう者は、その端（*terminus*）である思われるもの（対象）をもうべなわねばならぬ。すなわち両者は共存の関係に立っていて、一方の存在から必然的に他方の存在が推論されうるといっているのである。

第二に、人は「だれかが何かを思う」と「何かゞ、だれかによって、思われる」という二つの表現が、単に同じ意味を表わしているだけでなく、共に適正な表現であると見なした。つまり、後者も、前者の如く、何かについて何かを語る一つの語りつけ判断を完全に表わしていると見なしたのである。かくしてこの解釈によれば、「だれかが何かを思っている」ならば、「何かゞ思われている」のでなければならぬ。そうして「思われている」がこの何かの述語であるならば——語りつけ判断は主語の存在を前提するから（cf. *non-entis nulla sunt attributa*, Hamilton's Reid, p. 813）——何かは存在していなければならない。

さて、一方において、思うものがあれば思われるものもあると前提し、他方においてしかし、記憶や想像などにさ

いしては、しばしばその対象が実在しえないという明らかな事実を考慮するとき、そこに内在対象説が登場する。この理論によれば、思われるもの(対象)は、思われているとき、心の中に——人の心の中にであれ、神の心のうちにであれ——外界のものでもなく、心の作用、状態でもなく、第三の何か(*tertium quid*)として、存在し、あるいは成立し、あるいは与えられている(*datur, es gibe*)という。

もちろん、内在対象説を誘致した理由と過程は一にとどまらなかった。否、多様であった。しかしとにかく、哲学の歴史を貫くこと二千数百年、デモクリトスにおいて、プラトンにおいて、アリストテレスにおいて、スコラ哲学者たちにおいて、デカルトにおいて、ロック、ライブニッツ、バークリ、ヒュームにおいて、カントにおいて、ボルツァーノにおいて、前期ブレンターノにおいて、マイノング、フッセルらにおいて、印象として、イデアとして、形相として、*species intentionalis*として、エンス・ラチオーニスとして、観念として、現象として、表象自体、命題自体として、*メエーマ*として、*Objektiv*として、様々の——時に外見上は内在対象を否認するかの如く装いつつ——現れたのがこの対象内在の理論である。アリストテレスのイデア論批判、デカルトのスコラ的 *species* 批判も、内在対象説の批判にまでは至らなかったのである。その根はさほどに深く、その禍もまた大であった。他方ガブリエル・ピール、アルノー、リード、⁽¹⁾レームケらの名は、内在対象説批判の歴史に燦として輝いている。しかし内在対象説のまったくも有効な批判は、後期ブレンターノのレイスマスによって行なわれた。⁽³⁾

対象の法則はアリストテレスやスコラ哲学者たちによって認められていたし、特に近代において前期ブレンターノによって、「経験主義の立場からの心理学」(1874, Buch II, Kap. I, § 5)において、心理現象の自然現象に対する特性として、強調された。しかしこれらのばあいにおいても、対象の法則は内在対象説と混じりあったまゝで扱えられていた。思うものは何かを思うと云われるとき、その何かは心の中に内在しているものと見なされたのである。だから例えばツワルドウスキーはその「表象の内容と対象についての理論に寄せて」(1894)の始めに、こう述べた。

Es ist einer der bestbekanntesten und wohl von niemand bestrittenen Sätze der Psychologie, dass sich jedes psychische Phänomen auf einen immanenten Gegenstand beziehe.

後期ブレンターノーは内在対象説を否認したが、意識の「志向性」はこれを保有した。⁽⁴⁾ 対象の法則が純粹な形で把握されたのは、この時である。

- (1) Thomas Reid, *Essays on the intellectual powers*, Ess. II, Chap. XIV, Ess. IV, Chap. II.
- (2) J. Rehmke, *Philosophie als Grundwissenschaft* 1910.
- (3) G. Katkov, *Bewusstsein, Gegenstand, Sachverhalt* Kap. I (Archiv für die gesamte Psychologie Bd. 75, 1930.)
- (4) Brentano, *Versuch über die Erkenntnis* 1925 p. 189.

3 他方において対象の法則は——その純粹な形においてであれ、不純な形においてであれ——幾らかの人々から反対を受けた。感情の領域におけるハミルトンの反対に対しては、すでにブレンターノーが答えている。⁽¹⁾ さらにバートランド・ラッセルが、その著書 *The analysis of mind* 1921 において、マッハに倅り、ブレンターノーに反対し、対象の法則を否認しようと試みた。そのさいラッセルはしかし、対象の法則をまったく誤解していた。ラッセルの誤解は云わば二重であった。一方において彼は「経験主義の立場からの心理学」の著者を誤解した。他方において彼は、後期のブレンターノーにまったく注意を払わなかった。ラッセルは対象の法則を、感情の領域においてのみならず、思考の領域においても、否認した (p. 15, 1951 年版)。この全面的否認において彼は、リード、ハミルトン、スタウターのイギリスの心理学者たちとも対立する。なぜならこれらの人々は、全面的もしくは部分的に、対象の法則を認めただからである。(そのさいしかしこれらの人々も、対象の法則を完全には理解していなかった。) ラッセルの誤解の第一は、彼が対象の法則における「対象」(より適切には「何か」)を、心の外に存在するものと解したことである。この解釈が、ブレンターノーの意図の、ほとんど信ずべからざる誤解であることは、ラッセルその人が引用したブレン

ターノの言葉からも明らかである。いうまでもなく当時の布伦ターノは、この場合の「何か」を心の中にいわば存在しているものと信じたのである。それゆえにラッセルに先立つこと二十五年、イギリスにおいてもスタウトがこう注意していたのである。

They (Kant and Brentano) do not use the words 'object' and 'reference' in the same sense. Brentano's 'object' is the same as Kant's 'presentation'. It is an appearance in consciousness. It is what Brentano would call a content (Inhalt) of presentation. The object of which Kant speaks is no content of presentation; it is that to which the content of presentation is referred.⁽²⁾

ラッセルのこの誤解の理由は、第一に、「内容」と「対象」とを区別し、後者を心の外のものとするツワルドウスキー、マイノングラの用語法である。布伦ターノにあってはしかし、対象と内容とは同義であった。第二にラッセルは、知の成立の基礎を求めてのみ心理学に行った。その結果彼は、心と外界の結合という点にのみ注目したのである。対象の法則はしかし、意識の本質的性格を規定しようとする純心理学的研究において、布伦ターノによって提出されたのである。純心理学的研究においては、ラッセルの云々のとき (p. 14) a world surrounding us なるものが存在するか否かは問題ではない。そもそも「我々のまわりの」という語が、心理学的に何を意味しうるか？⁽³⁾ ひるがえってラッセルその人の積極的主張を見れば、彼は I think の代りに There is a thought in me と云わんと欲している (p. 18) 彼にとって thoughts は just come and go するものなのである。興味あることだが、ラッセルはヴィットゲンシュタインと共に主張した 'or, not, if' などの語は、それ自身では意味を有しない語であると。けれどもラッセルが見逃したことは、thoughts という語とその点では or や if に等しいといふことである。「思う」それ自身は、分析によって析出された要素ではなく、たらのことばにすぎない。「思う」をうへなうかの如くに語る者は、実は思うものをうへなうているのである。 There is a thought of A = There is a thing which thinks of A.

布伦ターノーの後期の思想においては、対象（対象としての対象）は内在も外在もしない。対象の存否を問うことがすでに無意味である。なるほど、思う者があれば、何かを思う者がある。しかしこれは「何か」があるというところではない。その何かの存否は、別途に判断され、決定されねばならぬ。（何かについて明白なる存在肯定判断を下す者があるばあいには、その何かの存在は直ちに明らかである。）他方、対象（何かという意味の対象ではなく、思われるものとしての思われるもの）は、存在はおろか、表象されさえもしないのである。（これについては後に。）我々は我々の各心理状態において、何かと何かを思う者とを概念上では区別することができる。この区別の可能性を否認する者は、心理現象の分析において一歩も進みえないであろう。⁽⁴⁾ そうして対象の法則は、このような区別を指示しているにすぎないのである。

(1) Hamilton, Lectures on metaphysics, Lect. XII. Brentano, Psychologie vol. I, p. 126.

(2) G. F. Stout, Analytic psychology 1918 vol. I, p. 41. (First ed. 1896)

(3) O. Kraus, Zur Kritik von Bertrand Russells „Analyse des Geistes“ (Archiv für die gesamte Psychologie Bd. 75, p. 295.)

(4) Ibid. p. 307.

4 いわゆる「対象による意識のわかれ」について。（意識概念の分差についてのカトコフの理論。）

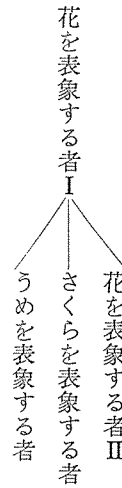
我々はしかし、こゝでさらに一つの困難な問題に出あう。対象の法則が布伦ターノーによって立てられたとき、その基礎には次の如き考えが前提されていた。すなわち、思うもの（意識）という概念は、(1)対象（何か）へのかゝりかたのちがいで分れるばかりでなく、(2)対象のちがいで分れると。例えば、「一つの物体を思うもの」は、その対象へのかかり方（思い方）のちがいで分れると、一つの物体を表象するもの、それをうべなうもの、それを愛するもの、などに分れる。この分れにおいては、対象は同一のまゝである。他方、思い方を同一にとめて

おいて、対象を変ずるならば、例えば花を表象するものは、さくらを表象するもの、うめを表象するもの、などに分れる。そうして人はしばしばこう考えもした。さくらを表象するものと梅を表象するものとのちがいは、さくらとうめのちがいで、さくらの概念とうめの概念とのちがいで、もしくは、内在対象としてのさくらとうめとのちがいであり、また、これらと花を表象するものとのちがいで、うめ、さくらと花とのちがいであると。人はこれを、対象にしたがっての（もしくは、対象による）意識の分差 (die Differenzierung des Bewusstseins dem Objekt nach, od. durch das Objekt) と呼んだ。

さて、もし思うものという概念が一つの関係的な概念であるならば、それが底、端、両項によって分差することは当然かもしれない。しかし思うものは、関係、もしくは関係物ではない。少なくとも、通常の意味における——底、端、両項の存在を要求する——関係ではない。また「対象による意識分差」と云われるとき、その対象は内在対象ではありえない。なぜなら内在対象なるものはありえない。しかしそれはまた、外在する対象でもない。なぜなら我々は存在していないものをも思いうるからである。これらの理由からすでに、「対象が意識を分差させる」という表現は、文字通りには受け取られにくいように思われる。

意識は対象によっても分差するという説に対して、ゲオルク・カトコフは一つの反例を提出した。⁽¹⁾もし真に対象が「思うもの」という概念を分れさすのであるならば、対象が普遍的になればなるほど「思うもの」という概念も普遍的にならねばならない。ところが今、うめを思うものという概念と花を思うものという概念をくらべれば、両者の普遍性の度はまったく等しい。なぜなら、一人のうめを思う者も、一人の花を花たるかぎりで思う者も、共に直観的に我々によって経験されうるからである。うめは花の一種であっても、うめを愛するものは、花を花たるかぎりで愛するもの一種ではない。この点を確立しておくためにはしかし、人は次の如き表現のあいまいさに注意しておくのがよいであろう。例えば花を表象するものという語は、二通りの意味に用いられる。一つは、うめを表象するものや、

さくらを表象するものなどを一括して、花を表象するものと我々が呼ぶばあい、他は、花を花たるかぎりで表象する者（例えば、花の一般的性質を研究する植物学者）を指して、花を表象するものと呼ぶばあいである。区別のため、前者を「花を表象する者Ⅰ」と、後者を「花を表象する者Ⅱ」と呼ぼう。すると、これらの概念の普遍性の関係は、次の如くである。



さて対象分差説は、花を思う者Ⅰから花を思う者Ⅱへの分差をいかに説明しうるであろうか。明らかに、それは何らの説明をも与えない。なぜならここでは、両者の対象はまったく等しいからである。かくして対象分差説は、説明すべきものを十分に説明していない。しかしまた両者のちがいは、かかわり方のちがいでない。これらは共に表象だからである。

我々はそれゆえあらためて問わねばならぬ。花を表象する者Ⅰの概念を、花を表象する者Ⅱの概念と異ならしめるものは何であるか。カトコフの答はこうである。それは第二意識の差であると。今もしこゝに一人の梅を表象する者があるとして、我々はしかしこの者が花を表象しているとしか知らないならば、我々の表象においては、この者（花を表象する者Ⅰ）は花を表象し、かつ花を表象するものとしての自己を知覚する。しかしこの者自身の内的知覚においては、彼は梅を表象する者としての自己を知覚するであろう。他方花を花たるかぎりで表象する者（花を表象する者Ⅱ）について云えば、我々がそれとして彼を表象する正にそのものとして——すなわち、花を表象する者として——彼も彼自身を知覚するであろう。かくして、花を表象する者Ⅰの概念は、花を表象する者Ⅱの概念に対して—

—すべての、より普遍的な概念が、より少なく普遍的な概念に対してそうであるように——何らかの性格において欠けるところがあり、より不定であるが、その不定さは第二意識の不定さなのである。こゝからしてまた、梅を表象する者と桜を表象する者とのちがいが、一見それは内在対象としての梅と桜のちがいの如く見えるかもしれないが、実は梅を表象する者と桜を表象する者とのそれぞれの内的知覚の差に帰されねばならぬ。かくしてこれまで「対象にしたがっての」と見なされてきた「意識概念の分差」は、実は第二意識にしたがってのちがいののである。aにかゝる心理状態の内的知覚と、bにかゝる心理状態の内的知覚とが互いに異なればこそ、我々は自己のaへのかゝわりとbへのかゝわりを区別しうるのである。以上はカトコフの理論の要旨である。この理論は——もしこれが正しいならば——対象の法則にいかに影響するか。対象の法則は、ブレンターノーにおいては、「意識概念の対象にしたがっての分差」の上に基いていた。カトコフの理論は、これを第二意識にしたがってのちがいに還元することによって、対象の法則を、より深く基礎づけたと見られるべきであろう。

Gäbe es keine solche sekundäre Intention als unterscheidendes Merkmal, so wäre es sinnlos, von einer *Beziehung auf ein Objekt zu sprechen*, darin hat Rehmke recht, aber es hätte auch keinen Sinn, von einer Differenzierung dem Objekte nach zu sprechen und folglich auch nicht von einem Bewusstsein, denn es gibt nicht und kann nicht ein Bewusstsein geben, welches sich nicht auf ein Objekt beziehen würde.⁽²⁾

(1) G. Katkov, loc. cit. p. 494 sqq.

(2) Ibid. q. 507.

三 統一対象の法則

1 対象の法則によれば、思うものは何かを思う。しかしその場合「何か」という語が一義であるか多義であるかについては、この法則は何も語らなかつた。我々は今これを決定しようと欲する。我々は云う、この「何か」という語は一義であり、「何か」という概念は、我々の有する諸概念のうちで最上位の（もっとも普遍的な）概念であると。すなわち、われわれが思うもの——見かけの上ででなく、真実に思うもの——は、すべて、統一的な一つの普遍概念の下に立つ。これをしばらく統一対象の法則と呼ぼう。その証明は次の如くである。

今仮りに最上の類概念がAとBと二つあるとせよ。仮定により、AとBとを統一するさらに上位の類概念Cは存在しない。すると、「Aを表象するもの」という概念 V_A と「Bを表象するもの」という概念 V_B ともまた、統一されえないであろう。しかるにこの帰結は、我々の直接の内的経験に照らして、明らかに誤っている。なぜなら、「表象する」（正確には「表象するもの」）は一義的な(univocous)概念である。それゆえAとBともまた、何らかの概念Cによって統一されていなければならぬ。

云いかえると、対象の法則により、表象するものは何かを表象する。しかるに、この何かという概念が一義的でないならば、表象するものという概念も一義的ではないことになる。なぜなら、「何か」は「表象するもの」の本質に属しているからである。(例えば、赤いものの概念には色づいたものの概念が含まれている。そこでもし「色づいたもの」が多義(aequivocus)ならば、「赤いもの」の概念も一義的ではありえないであろう。もちろん、「赤いもの」が「色づいたもの」を含むしかたは、「思うもの」が「何か」を含むしかたと同一ではない。しかし「何か」が「思うもの」の本質に属することは、色が赤の本質に属するのと同様である。)しかし「表象する」は一義的な概念である。それゆえ「何か」も一義的でなければならぬ。

今「表象する」について行なわれた証明は、判断する、うべなう、否む、愛する、憎むなどについても、また一般的に「思う」についても、行なわれることができる*。

* Brentano, Wahrheit und Evidenz p. 105. Psychologie vol. II, p. 213, p. 238; cf. vol. I, p. XLII. Die Lehre vom richtigen Urteil p. 38. Kasili, Die Philosophie F. Brentanos p. 106. Katkov, loc. cit. p. 462.

2 統一対象の法則に対する反対。統一対象の法則は、「有るもの」という語の用法がすべて一つにまとめられうる主張するのではない。しかしそれは、有るものという語——あるいはそのほかのいかなる語であれ——が我々が表象しうるものを一般的に名ざすかぎりにおいて、統一されうる意味をもつと述べる。なぜなら、あるものという語は、その本義において、表象されうるものを意味したのである。アリストテレスは統一対象の法則に反対した。彼は、あるものという語の意味は、それがウーシアを名ざすばあいと、アキデンスを名ざすばあいとで異なると主張した。いかなる根本的理由が彼をしてこの主張にいたらしめたかは、充分には明らかでない。推測すれば、⁽¹⁾彼は一つの集合的なるものの全体とその各部分とは、同時に現実的に、それぞれ一つの有るものではありえないと見た。⁽²⁾もし全体が現実の一つの有るものであれば、各部分は可能的にのみ一つの有るものである。逆もまたしかり。⁽³⁾この主張においてアリストテレスは、デモクリトスに一致し、またライブニツに從われた。⁽⁴⁾さてアキデンス (ens per accidens) は一つの全体であり、ウーシアは基体としてアキデンスの内部に含まれる一部分である。⁽⁵⁾したがってアキデンスとウーシアとは同時に有るものであることはできないであろう。ところで一つの心が何かを思い、その後にその思いを止めたとき、その変化の前後を通じて、心は不変である。そうして、何かを思う心は一つのアキデンスであり、心はその基体である。それゆえアリストテレスは、かゝる変化の前後を通じて不変にとどまる基体をこそ、本来の意味における有るものと認めた。けれどもアリストテレスの前提であった集合体不一の原則は、確立されたものではなかった。ブレントアノーはこれをも退けた。⁽⁶⁾したがってこの方面からの、統一対象の法則に対する反対は無効である。

プロチノスやレームケらは、心や心的なものや物体や物的なものとは統一されえないと主張した。⁽⁷⁾これらの主張は統一対象の法則をくつがえしうるどころか、逆にこれによって退けられるべきものである。のみならず、我々は自

己が(自己において思う)つあるものが(精神的なものであるか物體的なものであるかぞ、内的知覚において認めるか。またこの知覚がなければ、*spiritualism* と *materialism* との争が起りえ、続きえたのではないか。すなわち我々は、内的知覚において自己を、いまだ心的とも物體的とも分れぬ不定のものとして知覚しているのである。この事実によつても、心的なものと物體的なものとを統一するごときものが我々の対象たりえないという主張は、退けられうるであろう。⁽²⁶⁾しかしこれは我々や世界が、それ自身の構成において、心的でもなく物體的でもない *neutral staff* からできあがっているごとう主張を含まない。たゞ心の精神性、非物質性は、別途に証明されるべきことであつて、内的知覚から直接に明らかなる事実ではないごとうのみである。

- (1) Brentano, *Kategorienlehre* p. 103 sq. 水地、エイサローグー注卷干、西洋古典学研究 IX, p. 66 sqq.
- (2) *Arist. Metaph.* VII, 13 p. 1039 a 3 sqq.
- (3) *Arist. Fragmenta* 202 (= *Simplicius*, In *De caelo* p. 294.) *Metaph.* VII, 13.
- (4) ラインロミン、*メルトナー宛書簡*。Gerhardt vol. II, p. 96.
- (5) *Arist. Metaph.* XII, 1, p. 1069 a 19 sqq.
- (6) Brentano, *Psychologie* vol. 2, p. 241, 243. *Kategorienlehre* p. 4, p. 11, p. 50.
- (7) Plotinus, *Enneades* 6, 1, 25. Rehmke, *Die Philosophie als Grundwissenschaft* p. 214 sqq.
- (8) Brentano, *Kategorienlehre* p. 270, p. 350. *Vom Dasein Gottes* p. 418. Kasiri, *Die Phil. F. Br.* p. 309.

四 物対象の法則

1 統一対象の法則は、われわれが、いかなる仕方であれ、思うあらゆるものが、一つの統一的概念の下に立つと教える。人がこれ以上を考えることを欲しないかぎり、存在動詞「ある」の用法は、これによって何らの制限も区

別も受けないと見えるであろう。例えば「一つの可能性がある」と「一人の判断者がある」という二つの命題において、「ある」は同一の意味で用いられていると見えるであろう。なぜなら、一人の判断者という概念と、一つの可能性という概念とは、統一対象の法則によって、等しく一つの普遍概念のもとに立つからである。前期ブレンターノーはこの説をとった。(もちろん当時の彼には、統一対象の法則そのものが、充分に明確に、上に述べられた如き証明と共に、知られてはいなかった。)彼は、思うものは何かを思うと云われるときの「何か」(etwas)を「およそ何らか」(ingend etwas)と云ふが、その下に物(Ding)と非物(Unding)の両方を立たしめたのである。⁽¹⁾

けれども物と非物ははたして統一されうるか。もし統一されうるとしたら、その統一概念は何であろうか。人がもし、それは何かである、思うものは何かを思うのだから、と云うならば、それは答にならない。なぜなら我々は今、まさにその何かが統一的な意味をもちうるか否かを問うているのであるから。つまり我々は、物と非物が何らかの共通な性格を有しているかと問うているのである。あるいは、物と非物が等しく何かであると仮定するとき、物としての何かと非物である何かとを区別する積極的な(単に否定的でない)性格が一つでもあるかと問うているのである。そうして、このような性格が見出されないかぎり、物と非物は、まったく類を異にする、互に統一されえないものと見なされねばならぬ。だとすると、統一対象の法則によって、物と非物が共に思われうることは不可能であるから、我々が思うものはすべて物か非物かのどちらかでなければならぬ。しかしもし人が、それは非物の方だ、我々が思うものはすべて非物だというならば、誤まるであろう。なぜなら、非物の概念を我々が有すると仮定すれば、いかなる非物の概念も何らかの物の概念を含んでいなければならないからである。レイスマスの主張者でない人々もこれを認めている。⁽²⁾例えば、不足をうべなう者は何らかの物の不足を、非存在をうべなう者は何らかの物の非存在を、表象せねばならぬであろう。かくして統一対象の法則は、物対象の法則を必然的に伴っていたのである。我々が思うものは、すべて物である。たゞ物のみを我々は思いうる。

(1) Brentano, Wahrheit und Evidenz p. 24. Vom Ursprung sittlicher Erkenntnis 1887 p. 62 (= Wahrheit und Evidenz p. 46). Cf. Psychologie vol. I. p. 124—5.

(2) A. Marty, Gesammelte Schriften Bd. II. Abt. I, p. 44. Cf. Kraus in: Die Philosophie der Gegenwart hrsg. von R. Schmidt, Bd. VII, p. 175.

2 非物の想定より生ずる指摘さるべき第二の帰結は、無限溯行のそれである。例えば「Aの不可能性」があると主張する者は、「Aの不可能性の有り」があると、また「Aの不可能性の非有の非有」があると主張せねばならぬであろう。かくの如く、一つの非物の想定は無限の非物の想定を含んでいる。人は無限の非物を永遠に存在せしめ、もしくは成立せしめねばならぬであろう。しかも何のために？ まったく無用に。そうして現実の無限の多に対するアリステレス以来の正当なすべての反論が、この想定に反対するであろう。^{*}

* Brentano, Wahrheit und Evidenz p. 95 sq. Kasul, Die Philosophie F. Brentanos p. 105 sq.

3 第三の不当な帰結は、この想定は内包なき概念の想定を含むということである。我々はここで次の二つを認められたこととして前提する。(1)すべての概念的表象は、内包と外延とを有する。(2)肯定判断は表象されたものをその全内包にわたって肯定し、否定判断はしかし、表象されたものをその全外延にわたって否定するが、内包全体にわたって否定するのではない。例えば、一匹の馬を肯定する者は、一つの動物や一つの物を肯定する。しかし一匹の話を馬を否定する判断は、話すものをも馬をも否定しはしない。さてそこで、例えば「一匹の馬の非存在」という非物の概念を我々がもつと仮定すれば、この概念の内包には何が属するか。人はそのようないかなる性格をも見出しえないであろう。(1)それは馬の内包の、例えば動物の、非存在であろうか。ならば、一匹の馬の非存在を肯定する者は、動物の非存在を肯定するであろう。(2)それは牝馬や仔馬や白馬の非存在であろうか。しかし何人もそのような概念分析に成功しえないであろう。かくして、非物の概念を有すると主張する者は、内包なき概念を有すると主張している

のである。内包なき概念はしかし、いかなる概念でもありえない。^{*}

* Brentano, *loc. cit.* p. 102 sqq. Kasil, *loc. cit.* p. 105.

五 共意記号と間接表象

1 しかしレイスマスの正当さを確信するために最も重要なのは、これらの証明よりもむしろ、我々が非物を表象していると見えるそれぞれの場合について正しい観察と分析を行ない、外見に反して実さいにはそこで我々が物のみを表象しているのを見出すことである。⁽¹⁾ なぜなら言語表現の上においては、古来我々は非物を意味すべき多くの名(名詞、形容詞)を使用してきた。そうして大多数の人が、これらの言語表現と思考との平行を、一致を、もしくはアナロジーを、公然とか暗々裡にか、認めているのである。とはいえ、いわゆる抽象的表現については人は時折こう注意した。……the subtleties of the scholastics, the most intricate of which falls at once if we will banish abstract existence and resolve to speak ordinarily only by concretes and admit no other terms in scientific demonstrations but those which represent substantial subjects. ⁽²⁾ To understand abstract terms is to know how to translate figurative language into language without figure. ⁽³⁾ レイスマスはこのような主張を、抽象表現のみにかぎらず、広く非物表現について行ない、かつ、非物は存在しえないばかりか、表象されさえもしないと宣言する。しかし我々が単に非物の表象を否認するだけでなく、非物が表象されていると見える各場合を正しく説明しもするためには、言語および表象の理論の中から、一、二をあらかじめ説明しておかねばならぬ。

(1) Brent. *Psych.* vol. I, p. XLIX. Wahrheit u. Ev. p. 93.

(2) Leibniz, *Nouveau Essai* II, 23 § 1. (英語を引用した) Cf. *Id.* *Dissertatio de sulo philosophico* Nizolii XVII.

(c) Bentham, Works, vol. III p. 181 (Bowring)

2 語のうちには、それ自身で一つの心理現象を完全に表現しうるものと、そうでないものがある。前置詞(助詞)、副詞、名詞の斜格などは後者の例である。例えば「山の」という語は、何らかの語が補なわれるときにのみ、始めて一つの表象を完全にあらわしうる。(例えば、山の頂)これに対して「山」は一つの表象を、「私は何かを思っている」は一つの判断を、完全に表現しうる。さて我々がこゝで特に注意を向けねばならないのは、名(名詞、形容詞)は表象を示す(聞き手にその表象を呼び起し、また自己がその表象を有することを伝達する)記号であるが、しかしいわゆる名詞のうちには、一つの表象を完全に示さない——したがって真の名ではない——ものが多くあるという事実である。

スコラ哲学者たちの一部は、「語りつける語」(terminus categorematicus)と「共に語りつける語」(terminus syncategorematicus)とを区別した。前者は元來語りつけ判断において述語となりうるものを指し、後者は「すべての」とか「いくらかの」などの如く語りつけにさいして述語と共に使用され、その判断の全称、特称を指示する語を指した如くである。しかしやがてこれらの用語の意味は拡大されて、それ自身だけで命題の主語や述語の位置に立ちうる語を「語りつける語」と、しからざるものを「共に語りつける語」と人は呼ぶようになった。近代においても、J・S・ミルはこの用法を採用した。⁽¹⁾しかしながらミルにあってはまだ、これらの区別は皮相的であった。彼は名詞と形容詞はすべて語りつける語であると見なした如くである。いわゆる名詞、形容詞の中に、外見上は語りつける語と見えて、実はそうでないものが多くあることに、またその哲学的な意味の重大さに、始めて充分に気づいたのは、マルティとブレントラーノである。⁽²⁾この理論は彼らの思想交換の間に生じた。(彼らのこの立説が時間的にもヴィットゲンシュタインのそれに先行し、内容的にも整っていることを、クラウスは指摘した⁽³⁾)マルティは自意記号(Autosemantikon)⁽⁴⁾、共意記号(Synsemantikon)という用語を作つてスコラの用語に代えた。

任意記号と共意記号の区別はレイスマスの出現以前に起った。しかもマルティは最後までレイスマスに反対した。しかし人がこの区別をみとめながらレイスマスを信じないならば、それは原則的に立てられたこの区別の、個々の場合における適用を誤ったからにすぎないであろう。正しく遂行されたこの区別は、レイスマスに通ずる主要路の一つである。それゆえ共意記号論がもつとも進歩された形で提出されたのは、レイスマスの立場より見れば、ブレンターノの心理学附録においてである。⁽⁵⁾レイスマスによれば、我々が非物を表象していると見えるばあい、そこで用いられている非物ことばは共意記号であって、それ自身だけで我々の心理現象を適正に表現してはいない。それが任意記号に云いかえられるとき、非物ことばの代りに物ことばが現われる。一つの表現が、その意味を変ずることなくして別の表現に転ぜられ、そうして一方は非物ことばをその主語や述語に、他方は物ことばを主語や述語にもっているのである。それゆえ前者は表現の簡便のために行なわれた不適正表現（心理現象を適正に表わさない表現）と見なされるべきである。

- (1) J. S. Mill, *A system of logic*, Book I, Chap. II, § 2.
- (2) A. Marty, *Über das Verhältnis von Grammatik und Logik* 1893 (*Ges. Schrift. Bd. II* Abt. 2. 1920). *Id. Untersuchungen zur Grundlegung einer allgemeinen Grammatik und Sprachphilosophie* 1908. *Brentano, Psychol. Anhang IX, XIV, XV. Id. Die Lehre vom richtigen Urteil* p. 35 sqq.
- (3) Kraus, *Zur Kritik von Bertrand Russells, "Analyse des Geistes"* p. 290 (*Archiv für die gesamte Psychologie* Bd. 75. 1930)
- (4) Marty, *Untersuchungen usw.* p. 205 sqq.
- (5) Cf. Kraus, *loc. cit.* p. 290.

3 次に我々は後期ブレンターノの表象理論にふれる。一九一一年の「心理現象の分類」の序文にブレンターノはこう述べている。「もつとも重要な革新の一つは、私がもはや、心理的なかゝわりが物以外のものを対象にもちう

るといふ意見ではないことである。まさにこの点における私の現在の立場を正しいものと示そうとする意図が私を強いて、まったく新しい諸問題を引き入れしめた。例えば、表象の様式についての研究に私は歩み入らねばならなかった⁽¹⁾と。また彼は一九〇九年のクラウス宛書簡の中でもこう述べた。「当時私はまた、心理的なかゝりの三つの根本的な組を立て、そうして今日もなおマルティがそうであるように、たゞそのうちの後の二つ（判断と情意）のみが対象による差別以外の差別を、すなわち、かゝり方の差別を示すという意見でした。そうしてこの理論を固執するかぎり私は、対象となりうるものについての私の意見を改革することはできませんでした⁽²⁾」と。人はこれらのことから、レイスマスにおける表象様式論の重要性を察しうるであろう。

三種の心理現象のうち、「判断する」には、うべなうと否むとの、感情には、愛すると憎むとの対立が見られるが、「表象する」はそのような対立を示さない。しかしそれは、すべての「表象する」が一樣であつて、何らの様態の差をも示さないということではない。例えば一つの赤くて熱いものを我々が表象するばあいには、赤いものと熱いものは等しい風に表象され、そうして結合されているが、「一つの山の一本の木」を表象するばあいにはそうではない。ここでは山と木は異なるしかたで表象されているのである。古代の文法学者たちが名詞、形容詞の格を正格と斜格に區別したとき、彼らはこの事実をおぼろげに感知したのかもしれない。「山の木」において、「木」は正格 (casus rectus) に、「山の」(montis) は斜格 (casus obliquus) におかれている。かくしてプレンターノーもまた、表象を正式表象 (Vorstellungen modo recto) と斜式表象 (Vorstellungen modo obliqua) に區別した。これらはまたプレンターノー学派 (クラウス、カスティル、カトコフ) によって、それぞれ直接表象、間接表象と呼ばれることがある。この表象様式論において、さしあたって我々に重要なのは、次のごとき事項である。

間接表象は直接表象に伴なう。だれかゞ何かを表象するならば、そこには必ず一つの直接表象が行なわれねばならぬ。しかし間接表象がそれに伴なうとはかぎらない。これに反して、間接表象は直接表象に伴なうことなしには起り

えない。しかしながら言語表現の上においては、我々はしばしば直接表象を省略して、間接表象のみを表現するのである。そうしてこのような表現にあざむかれて、人は自分が間接に表象しているものを直接に表象しているかのごとく思いこむのである。例えば「花が愛されている」という表現においては、花は直接に表象されているかのごとき外見を呈する。常人はこれを「花が赤い」の花と区別しえないであろう。しかし実はこの表現は我々に一人の花を愛している者を表象せしめるのである。こゝで直接に表象されているのは花を愛する者であって、花は間接に表象されているにすぎない。それゆえにこそ「花が愛されている」という命題が正しいかぎり、だれか花を愛している者が存在するにちがいないが、花は存在しているとはかぎらない。なぜなら人は存在しないものをも愛しうるから。また人もし「花が愛されている」から「愛されているものがある」と推論すれば誤まるであろう。我々はたゞ「花を愛している者がある」と推論しうるのみである。つまり、花は主語ではなく、「愛されている」も花の述語ではない。そうして「花が愛されている」は語りつけ判断ではないのである。少なくとも、それは一つの語りつけ判断を適正に表現していない。なぜなら適正に表現されるなら、それは「だれかゞ花を愛している」となる。主語はだれかで、その述語は「花を愛している」である。この例において、花は間接表象の対象であり、愛されているもの（愛されているものとしての愛されているもの）は非物である。直接に表象されているのは、花を愛するものである。

レイスマスは、直接表象も間接表象も共に物だけを対象とすると主張する。しかし人が間接表象の対象を直接表象から独立するかの如くに扱かうとき、あたかも我々が非物を対象とするかの如き外見を生ずるのである。言語的には、人はそのとき共意記号を自意記号のごとく誤解するのである。先ほどの例で「愛されているもの」は共意記号である。なお重要な定理をつけ加えておくと、「間接表象の対象は、そのかぎりでは、正当にうべなわれない。すなわち、かゝるものとしては、一般に、存在すると見なされてはならぬ。」また表象様式論は関係理論に正しい基礎づけを与えた。すべて関係的なものの表象は、直接表象と間接表象との結合である。

本節の史料。

Brentano, Psychol. Anhang. Kategorienlehre P. XX sqq. p. 169. Kasili, Phil. F. Brent. p. 51 sq. p. 132 sq.

六 分析と云いかえの実例

1 対象。非物の多くはまた別にエンス・ラチオーニスとも呼ばれるように、たゞ対象としてのみ存在しうると多くの人々によって見なされてきた。それゆえ、対象としての対象を我々が表象しえないこと、対象なるものの概念を我々が有しないこと、対象という語は一つの共意語にすぎないことを、我々はまず示そうと試みる。(こゝでは、対象 II 思われているもの、Gegenstand=Gedachtes)

一つの語が共意語か否かをためすには、これに「ある」という存在動詞を附して考えて見るのが一つの方法である。「一つの思われているものがある」、「思われている人間がある」、「一つの物が一つの対象である」、これらは我々の判断を適正に表現しているであろうか。「一つの思われているものAがある」において、Aは我々によって直接に表象されてはいない。我々はAを思う者を直接に、Aをたゞ間接にのみ表象する。それゆえこの命題は、Aを思っている者があるという意味である。そうしてこの命題が真なるためには、Aは必ずしも存在する要はない。しかしAを思う者の存在は不可欠である。また「私はAを対象にもつ」とは、「私はAを思う」とまったく同義である。したがって、対象なる語をその前後関係より切りはなして、この語だけに対応する表象や物を想定するのは誤りである。「私がAを思う」が分析されて、そこに対象なるものが析出されたのではない。

今一般的に思われるものについて云われたことは、表象されるもの、うべなわれるもの、否まれるもの、愛されるもの、憎まれるもの、などの、種々の思われるものについてもあてはまる。

したがってまた人が、「私は一つの物Rの概念を思う」と云えば、それは「私はRを概念的に思う」という意味にほかならない。我々は物を、あるいは概念的に、あるいは直観的に、思うけれども、概念なるものは存在しても、思われもしない。

Cf. Br. Psych. Vol. II, p. 226, p. 247. Kategorienlehre p. XXII. Kasili, loc. cit. p. 55.

2 哲学における非物のもっとも主要なとりでは真理論である。真理、真実の概念を、知の客観性が確保されるべきように、規定しようとする哲学者たちの努力において、しばしば非物の想定が必要不可欠と見なされた。前期プレントナーおよびこれより出た諸方向も、ほとんどすべて、この点において一致した。マルティのレイスマスに対する反対もこの点に基いた。彼は真理論のゆえに非物の想定を不可欠と見たのである。⁽¹⁾しかし後期のプレントナーは、逆に、レイスマスの正しきのゆえに、非物を想定する真理論を退けた。他方真理論は、何らの非物の想定をもまつことなくして確立されうるのである。

一つの判断が真である(すなわち、一人の判断者が真に判断する)と云われるとき、真という語は二通りの意味で使用されうる。一つはその判断が——直接にか間接にか——明白であるという意味である。その第一次的な意味においては、真という語はかく解されるべきである。もう一つは、一つの判断が、それ自身は盲目的でありながら、他の明白な判断に、その素材と形式(対象と質、時称など)において、合致するという意味である。すなわち一つの真なる判断は、真なるゆえに明白であり、もしくは、真なる上に明白でありうるのではなく、明白なるがゆえに、「明白な」という意味で「真なる」とも云われ、さもなくば、明白なる判断に、明白さ以外のすべての点で合致するがゆえに、真なると云われるのである。一つの判断と判断以外のもの(可能的思想、命題自体、存在と非存在、事実など)との合致をもってその判断の真実さを定義しようとするあらゆる形態の試みは、合致するか否かの判定そのものが、また別の判断を要求するという点で、すでに無効である。たゞ明白性の理論を正しく理解することによってのみ、人

は真とは何かという問題を解きえ、主観主義を真に克服しようるのである。⁽²⁾

さて「真なるもの」が「明白な判断（明白に判断するもの）」を意味するならば、それはそのかぎり一つの物ことばである。「明白な」は一人の判断者の述語たりうる。しかし第二次的な意味での真なる判断は、それ自身では一つの完結した表象を表わしえない。そうして、この意味でAあり、もしくはAなしと真に判断する者は、彼自身は（時点の変化を除いて）何の変化も受けないうちに、その真実さを失ないうるであらう。(三) 足の人間はないという真なる判断は、かかる人間の生れた瞬間に偽りとならう。) かくして、だれかが第二次的な意味で真に判断していると云われるとき、「真なる」はそのだれかの述語ではないのである。また「真の友」「真の勇氣」などの、判断ではなく対象に適用された「真の」は、「我々がそれをうべなうのが正しいところの」という意味であるから、この意味での「真なるもの」も非物である。対象について云われたことは、これらにもあてはまる。

(1) Marty, *Gesammelte Schriften* Bd. II. Abt. I. p. XVII.

(2) Cf. Br. Versuch über die Erkenntnis II. Teil. Kasil, *Ontologischer und gnoselogischer Wahrheitsbegriffe* (Brentano-Gesellschaft, Zur Philosophie der Gegenwart) Stumpf, *Erkenntnislehre* Bd. I. p. 57 sq.

(3) Br. *Vom Ursprung sittlicher Erkenntnis* § 23.

3 有り、無し、存在、非存在、可能性、不可能性。

「ある」はうべなう判断を、「ない」は否む判断を、「不可能な」は何かを明白に否む判断を表現する記号である。

一匹のキマイラの有り(Sein)を表象していると云う者は、実はそのキマイラをうべなう者を直接に、キマイラを間接に表象しているのである。⁽¹⁾

「物体の非存在がある」とは、「物体はない」、「物体があると判断する者は明白に判断している者ではありえない」という意味である。したがって、物体の非存在を表象している者とは、物体を明白にうべなう者を明白に否む者を表

象している者である。⁽²⁾

「私は何かの不可能性を表象する」とは、「私は何かを明白に否む者を表象する」という意味であり、「私は何かの不可能性を主張する」とは、「私は何かを明白に否む者を表象し、かつ自分でもその何かを明白に否む」という意味である。⁽³⁾「可能な」とは「不可能でない」という意味である。「可能性を表象する」と云われる者は、実は、何かを不可能として退ける者を不可能として明白に退ける者を表象するのである。⁽⁴⁾

- (1) Br. Psych. II. p. 162.
- (2) Id. Wahrh. u. Ev. p. 202.
- (3) Ibid. p. 200. Psych. II. p. 237.
- (4) Br. Kateg. p. 208.

4 よいもの、価値あるもの、善、価値、悪いもの、悪、無価値なども共意語である。我々はこれらを表象しえない。これらの概念を有しない。例えば「何かゞよい」とは、布伦ターノーの分析によれば、⁽¹⁾我々がそれを愛する愛が正しいという性格をそれ自身にそなえているという意味である。何かゞ善いから我々のそれへの愛が正しいのではなく、愛が正しいから、それが善いと云われるのである。しかし「正しく愛されるもの」は一つの思われるものであり、対象について云われたことがこれにもあてはまる。「目的」(≡欲されるもの)⁽²⁾も共意語である。「いかなる目的が正しいか」とは「いかなる欲する者が正しく欲する者であるか」という意味である。⁽³⁾

その他の分析の例、特に時間論の領域における幾つかの偽似概念の分析については、こゝに立ち入る余裕を我々は有しない。

(1) Br. Vom Ursprung usw. § 23. Grundlegung und Aufbau der Ethik p. 146.

(2) Br. Vom Ursprung usw. 4. Aufg. p. 62.

七 歴史的なこと

レイスマス成立の道は平坦ではなかつた。⁽¹⁾ブレントラーノが形相語(抽象名詞)を共意表現とみとめたのが一九〇一年である。⁽²⁾判断内容は一九〇四年にいたって始めて表象対象から退けられた。⁽³⁾

物対象の法則は、マルティを含めるほとんどすべてのブレントラーノの弟子たちをつまづかせた。一九一六年に至って、マルティの弟子クラウスとカステイルはレイスマスの正しさをさとり始めた。時あたかも第一次世界大戦のさ中、偶然の幸運に恵まれて旅券を手に入れたクラウスは、ブランクよりチューリッヒに旅し、七九才のブレントラーノに最後の対面を行ない、この「彼の最後の偉大な発見の完全な理解に達した⁽⁴⁾」と云う。かくしてレイスマスは、その後のクラウス(1872—1942)とカステイル(1874—1950)の努力によって、辛うじて我々に伝わった。とはいえそれは、世界のほとんどすべての哲学者たちによって黙殺されてきたのである。⁽⁵⁾ (了)

(1) Brent. Wahrh. und Ev. p. 105.

(2) Ibid. p. 209 sq.

(3) Ibid.

(4) Die Philos. d. Gegenwart hrsg. v. R. Schmidt. Bd. VII Kraus p. 14. Cf. Marty, Gesammelte Schriften Bd. II. Abt. I, p. VIII sq. p. XVIII.

(5) Brent. Wahrh. u. Ev. p. 171.

(筆者 京都大学文学部〔西洋哲学史〕臨時教務員)

THE OUTLINES OF THE MAIN ARTICLES IN THIS ISSUE

The outline of such an article as appears in more than one number of this magazine is to be given together with the last instalment of the article.

Reism

by Muneaki Mizuchi

Reism as is propounded by Franz Brentano is founded on a principle that we can never think of (*cogitare*) anything but 'a thing' (*res*.)

The principle would, if true, be of much consequence. This line of thoughts is introduced here for the first time to Japanese philosophical public.

The contents are as following :

1. the concept of a thing,
2. the law that one who thinks, thinks something,
3. the law that whatever one thinks falls under one univocal concept,
4. the law that whatever one thinks, is a thing, in case it exists,
5. Brentano's theories of synsemantic words and *Vorstellungen modo obliquo*,
6. a few examples of analysis and translation of irreal (not expressed in *res*-words) expressions into real ones.

The paper is rather short, but references to the sources have been fully given. Though the way of explaining is sometimes my own, I hope my

description have not misrepresented Brentano's thought substantially

The Foundation of the Categorical Imperative

by Seiki Oguma

Kant's "Deduktion" of the categorical imperative consists of four arguments. They are :

(1) The formulae of the categorical imperative were discovered by analysing the implication of ordinary moral judgements and are accordingly the necessary conditions of all moral laws and judgements.

(2) These principles are given us as "fact of pure reason".

(3) We must presuppose in action that we are free.

(4) This presupposition of freedom is not incompatible with the causal necessity which we know to prevail in nature.

(1), (2) and (3) are Kant's moral philosophy and (4) is his theoretical philosophy. His moral philosophy stands, in itself, independent of his theoretical philosophy. The latter cannot discover and justify the moral principles. It only makes morality compatible with science by reconciling freedom with the causal necessity.